

福岡圏霧島市ふるさと会 会則（案）

- 第1条（名称および構成員）本会は、福岡圏霧島市ふるさと会と称し、鹿児島県霧島市出身者や霧島市にゆかりのある方、霧島市に文化・歴史・経済的交流のある方で主に福岡圏在住者を会員とする。
- 第2条（目的）本会は、会員の交流、親睦を図るとともにふるさと霧島市との絆を深め、併せてふるさと霧島市の振興発展に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業）本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 会員間の交流、親睦を図るための諸行事の開催
 - (2) ふるさと霧島市の振興に関する諸政策、観光キャンペーン等への協力
- 第4条（会の運営費用）本会の運営費用は次の収入をもって充て、会費は徴収しない。
- (1) 本会の運営費用は諸行事への参加者からの寄付金等を充てる。
 - (2) 諸行事の開催費用は参加者から参加費用を徴収する。
- 第5条（役員、幹事）本会に次の役員を置き、会長を議長とする役員会を構成する。
- (1) 名誉会長 1名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名 (4) 会計監査役 1名
 - (5) 幹事長 1名 (6) 副幹事長 1名 (7) 幹事 若干名 (8) 事務局長 1名 (9) 会計 1名
2. 幹事長は必要に応じて幹事会を開催する。
 3. 必要と認めた場合、顧問、相談役などの役員を会長が任命できるものとする。
 4. 必要であれば、1項の役員を補佐する役員を役員会で指名できる。
- 第6条（役員の任期）役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第7条（役員の選出方法）会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計監査役、会計、事務局長は役員会で選出し、総会に報告する。名誉会長は霧島市長とする。
2. 選任された幹事長は幹事を推薦し、役員会に報告する。
- 第8条（事務局）事務局は福岡市に置く。
- 第9条（会務）会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、会務を代行する。
 3. 幹事長は、幹事による幹事会を招集し会務の運営全般を統括する。
 4. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があった場合、幹事長業務を代行する。
 5. 幹事は、会の実務に協力する。
 6. 会計は、会の会計全般に関する事務を取り扱う。
 7. 会計監査役は、会の会計全般に関する監査を行う。
 8. 事務局長は、会の運営全般に関する事務を取り扱う。
- 第10条（会議）本会の会議は、定期総会、役員会及び幹事会とする。
- (1) 定期総会は、本会の会員で構成し会長が召集する。
 - (2) 会長は会則の改廃、予算、決算、事業計画等を役員会で議決の上、定期総会で報告する。
 - (3) 役員会は、必要に応じ会長が召集する。会長の認める会員も役員会に参加できる。
 - (4) 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集し会則の改廃、事業計画等を議決し、役員会に報告する。
- 第11条（その他）この会則に定めのない重要な事項については、役員会が定める。
- （附則）この会則は平成27年10月24日開催の設立総会の議決により実施する。

福岡圏霧島市ふるさと会 役員（案）

※敬称略（ ）は出身地

- | | | | | | |
|----------|-----------|-----|-----------|-------|-----------|
| ●名誉会長 | 霧島市長 前田終止 | ●幹事 | 江崎 俊晶（国分） | ●幹事 | 西野 武志（溝辺） |
| ●会長 | 宮田 可成（国分） | ●幹事 | 進 里美（牧園） | ●幹事 | 米山 智弘（福岡） |
| ●副会長 | 岡留健一郎（国分） | ●幹事 | 脇迫 正文（福山） | ●事務局長 | 川野 耕（霧島） |
| ●副会長兼幹事長 | 新富 正昭（国分） | ●幹事 | 北原 浩幸（隼人） | ●顧問 | 畝地 重幸（横川） |
| ●副幹事長兼会計 | 永田 豊明（霧島） | ●幹事 | 園田 学（隼人） | | |
| ●会計監査 | 楠元 満（国分） | ●幹事 | 迫田 修一（霧島） | | |